の十五第一項第十九号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第二十号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　法第五百九条の規定による差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

［二～七　略］

八　日出前、日没後に差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

［2・3　略］

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第五百十条）

第二百九十五条の十　法第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十一　［略］

（準用規定等）

第二百九十五条の十二　［略］

2　第四十一条、第四十三条及び第一編第九章の規定（第百条第一項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第五百十一条及び第五百十二条の規定によつてする押収又は捜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証について、第四十一条、第九十三条、第九十八条及び第百条第一項の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

の十五第一項第十七号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第十八号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」と、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　法第五百九条の規定による差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は捜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物

［二～七　同上］

八　日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

［新設］

［2・3　同上］

［新設］

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十　［同上］

（準用規定等）

第二百九十五条の十一　［同上］

2　第四十三条及び第一編第九章の規定（第百条第一項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第五百十一条及び第五百十二条の規定によつてする押収又は捜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

［3・4　同上］